

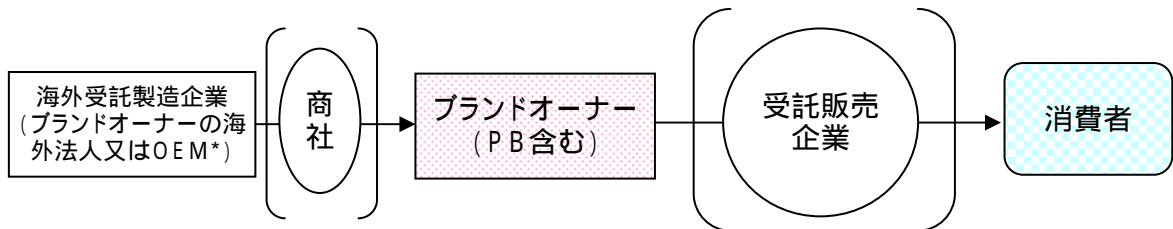
ペットフードの並行輸入について

1 並行輸入とは

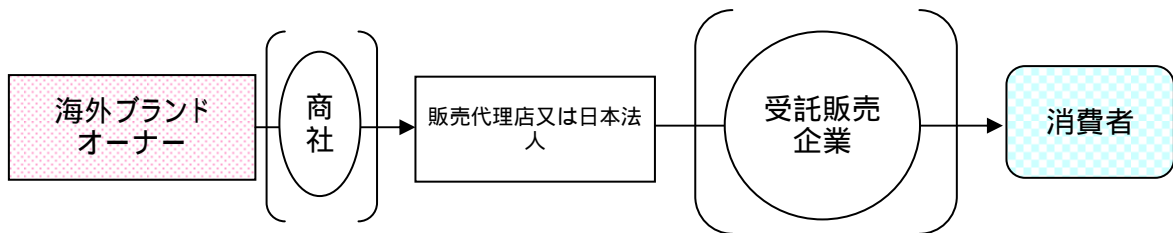
その商品の国内販売権を独占している輸入総代理店に対抗して、競争業者が別個の輸入ルートを開拓して輸入販売をすること。（広辞苑による）

2 ペットフードの輸入形態(例)

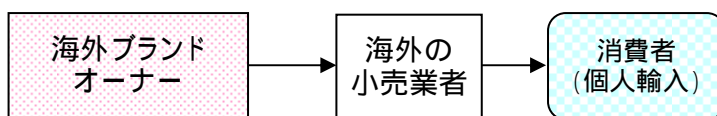
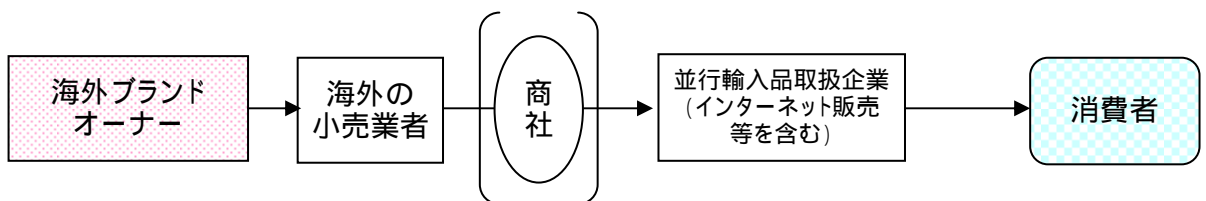
並行輸入以外の輸入



*OEM: Original Equipment Manufacturerの略で、他社ブランドの製品を製造することを業務とする企業のこと



並行輸入



ペットフード輸入量(平成18年度)

		輸入 量	比率 (注)
ペットフード産業実態 調査 <small>(ペットフード工業会調査)</small>		千トン 407	
貿易統計	ペットフードに該当するもの	478	117%
	ペットフードに該当するもの + ペットフードを含んでいると考えられるもの	512	126%

注: ペットフード産業実態調査による値を100%とした場合の値を示す。

飼料用調整品の輸入実績(平成18年度)

[単位:トン]

輸入統計番号	区 分	関税率	輸入数量	%
2309	飼料用に供する種類の調整品			
2309.10	犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。)			
010	乳糖含有量が全重量の10%以上のもの	59.5円/kgに、乳糖含有率が10%を超える1%毎に6円を加算	48	0.0
	その他のもの			
091	気密容器入り10kg以下のもの	無税	175,368	34.2
	その他のもの			
092	課税価格70円/kg超、小売容器入りで粗たん白質含有量35%未満	無税	223,329	43.6
	その他のもの			
093	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状、しょ糖5%未満、粗たん白質35%未満、分離可能な米粉、碎米等が10%未満	無税	8,112	1.6
099	その他のもの	18円/kg	2,739	0.5
2309.90	その他のもの			
	飼料に添加するもの 注:飼料添加物、複数の飼料添加物を混合し賦形物質を加えたもの(プレミックス)が該当			
110	飼料用ビタミン調整品	無税	3,047	
190	その他のもの	無税	38,211	
	その他のもの 注:一般の配・混合飼料、サプリメント、飼料原料等が該当			
	乳糖含有量が全重量の10%以上のもの			
211	ホワイトヴィール用子牛育成用	無税	0	
219	その他のもの	52.5円/kgに、乳糖含有率が10%を超える1%毎に5.3円を加算	27	0.0
	その他のもの			
292	そうこう類等のペレット、キューブ	無税	59,152	
293	アルファルファ緑葉たんばく濃縮物	無税	0	
294	魚又は海棲哺乳動物のソリュブル	無税	473	
	その他のもの			
295	気密容器入り10kg以下のもの	無税	5,980	1.2
	その他のもの			
296	課税価格70円/kg超、小売容器入りで粗たん白質含有量35%未満	無税	24,110	4.7
	その他のもの			
297	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状、しょ糖5%未満、粗たん白質35%未満、分離可能な米粉、碎米等が10%未満			
	ペット用のもの	無税	68,298	13.3
298	その他のもの	12.8%	1,212	
299	その他のもの	36円/kg	4,359	0.9
	ペットフードに該当するものの合計(水色)		477,894	93.3
	ペットフードに該当するもの及びペットフードを含んでいると考えられるものの合計(水色+黄色)		512,370	100.0

注)数値は、貿易統計による(H17.4~H18.3)

ペットフードに該当するもの

ペットフードを含んでいると考えられるもの